

## 令和8年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、Uターン促進による定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、令和8年度予算の範囲内において、ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年三戸町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 町内の小学校、中学校（統廃合前の学校を含む）又は高等学校
  - (2) 対象者 学校を卒業した者（在籍した者を含む。）
  - (3) 同窓会 同一の学校を卒業した者を対象として開催される同窓会
- (交付の条件)

第3条 補助金の交付の対象となる同窓会は、次の各号のいずれにも該当するものとし、当該同窓会を開催するための役員会等は含まないものとする。

- (1) 町内で開催される同窓会であること
  - (2) 同窓会の出席者は10人以上であること
  - (3) 同窓会において、町の情報を発信すること
  - (4) 町が実施するアンケートに出席者の2分の1以上が協力すること（補助対象経費）
- (対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が同窓会を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷経費及び通信経費
  - (2) 町内の店舗、事業所に支払う同窓会の開催経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、基本額を10,000円とし、これに参加者1人当たり1,000円を加算して算定する。ただし、その額は50,000円を上限とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、会計年度内1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする同窓会の対象者は、代表者1名を申請者とし、同窓会の開催予定日の14日前までに、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席予定者名簿（様式第1号）
- (2) 同窓会の案内状の写しその他開催内容が確認できる資料
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、規則第9条の規定する実績報告について、事業完了後速やかに、補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿(様式第3号)
- (2) 事業に要した費用の領収書等の写し
- (3) 集合写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告書の提出を受けたときは、内容を審査して補助金の額を確定し、令和8年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、令和8年度ふるさと三戸同窓会開催支援事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、当該申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき
- (3) その他町長が必要と認めたとき

(補助金の返還)

第12条 前条の取消しを受けた場合に既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。